

## 呉市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】（第4期くれエコアクションプラン）（案）について

### 1 計画策定の背景と位置付け

#### (1) 計画策定の背景

呉市では、平成12年3月に「呉市環境保全率先実行計画（第1期くれエコアクションプラン）」を策定し、その後2回の見直しを経て、市の事務及び事業活動における「省資源」・「省エネルギー」など環境に配慮した行動を推進してきました。

この度、現行計画（第3期）が平成29年度をもって終了することから、この計画を見直し、呉市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】（第4期くれエコアクションプラン）（以下「本計画」といいます。）を策定するものです。

本計画の策定に当たっては、国が平成28年5月に策定した「地球温暖化対策計画」及び現在見直し作業中である第2次呉市環境基本計画（改定版）との整合性を図るものとします。

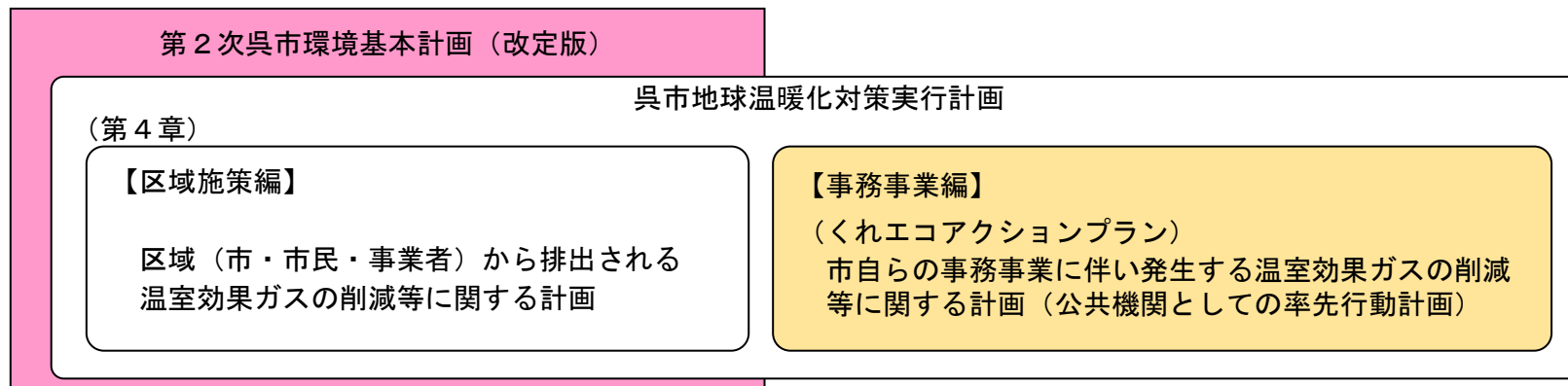
#### (2) 計画の位置付け

ア 計画期間 平成30年度～平成34年度（5年間）

イ 基本的な考え方

本計画は、全ての市の施設（指定管理者が管理する公の施設を含む。）での事務事業等を対象とし、環境負荷低減のために、地球温暖化対策及びその他の環境保全策について、市自らが率先して取り組むべき事項を整理し、実践することを目的とします。

本計画の上位計画である第2次呉市環境基本計画（改定版）の第4章に掲げる呉市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】と本計画で呉市地球温暖化対策実行計画を構成しています。



## 2 第3期計画における取組状況

平成28年度の温室効果ガス排出量は、基準（平成23）年度比で4,949トン（5.2%）の減少となりました。

活動別では、一般廃棄物焼却や下水し尿処理が基準年度より増加しているものの、電気の使用や燃料の使用は減少傾向で推移しています。

（量：t-CO<sub>2</sub>）

活動区分	H23 (基準年度)	H25	H26	H27	H28	
電気の使用	51,702	50,479	47,305	46,294	45,338	
燃料の燃焼	7,285	7,026	6,632	6,454	6,466	
一般廃棄物焼却	33,359	37,964	37,655	30,681	35,437	
下水し尿処理	2,110	2,058	2,109	2,245	2,273	
自動車の走行	28	18	26	27	22	
その他	9	6	6	8	8	
合計	94,493	97,552	93,733	85,709	89,544	
基準	増減量	—	3,059	△760	△8,784	△4,949
年度比	増減率	—	3.2%	△0.8%	△9.3%	△5.2%

### 【参考】

第3期計画の温室効果ガス排出量の削減目標

○基準年度：平成23年度

目標年度：平成29年度

○数値目標：基準年度比△9,450トン（△10%）

## 3 削減目標

市の事務事業により排出される温室効果ガスの排出量を、平成34年度に基準年度比で15%削減することを目標とします。

また、長期的な目標として、平成42年度には30%の削減を目指します。

○基準年度：平成25年度，目標年度：平成34年度

○数値目標：温室効果ガス排出量を，基準年度比15%削減

97,552 t → 82,919 t (△14,633 t)

○長期的な目標年度：平成42年度

○数値目標：温室効果ガス排出量を，基準年度比30%削減

97,552 t → 68,286 t (△29,266 t)

### 【参考】

呉市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

○基準年度：平成25年度

目標年度：平成42年度

○数値目標：呉市域から排出される温室効果ガス排出量を約26%削減

#### 4 主な取組事項

温室効果ガスの主要な発生要因である電気・燃料の使用量削減及び廃棄物の減量を図るとともに、率先行動の主旨から、廃棄物の適正処理及びグリーン購入の推進に取り組みます。

##### ※下線部が新規・拡充取組

<p>1 電気・燃料使用量の削減</p>	<p>(1) 省エネルギーの推進  ア 機器使用に関する運用改善  イ 高効率機器の導入  ウ 公用車対策  <u>エ クールチョイスの推進（新規）</u>  <u>国が取り組む啓発運動に沿って、クールチョイスに取り組んでいきます。</u></p> <p>(2) 再生可能エネルギーの普及促進  ア ごみ焼却熱の有効利用  イ 太陽光発電設備の設置  ウ 太陽熱利用  <u>エ その他の自然エネルギーの利用（新規）</u>  <u>当地域に存在するその他の自然エネルギーについて、有効利用を促進します。</u></p>
<p>2 廃棄物の減量及び適正処理の推進  （排出者としての市の取組）（注1）</p>	<p>(1) 廃棄物の減量  ア リデュース  イ リユース  ウ リサイクル</p> <p>(2) 適正処理の推進  ア 一般廃棄物と産業廃棄物の適正処理  イ 個別リサイクル法（注2）の遵守  ウ フロン類使用機器等の適正処理</p>
<p>3 グリーン購入の推進  （注3）</p>	<p>(1) 環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービス）の調達（＝グリーン購入）推進  <u>ア 電力受給（拡充）</u>  <u>温室効果ガス排出量は排出係数により決まるため、電力受給に係る契約の際には、排出係数についても考慮するものとします。</u>  イ 紙類  ウ 自動車等  エ 作業服  オ その他</p>

<p>4 その他の環境対策</p>	<p>(1) 環境に優しい施設整備の実施  ア 徒歩・自転車で移動しやすいまちづくり  イ 省エネルギー型の建築物の設計・建築  ウ 敷地内や周辺の緑化</p> <p>(2) 森林等CO<sub>2</sub>吸収源確保  ア 市有林の適正管理  イ 木材製品の購入  ウ 公共建築物への木材利用</p> <p>(3) 水使用量の削減  ア 水使用量の把握と節水</p> <p>(4) 職員意識の向上  ア 職員の環境活動への積極的参加  <b>イ 職員への情報提供・啓発（新規）</b>  <u>職員へ省エネ対策情報を提供し、啓発します。</u>  <b>ウ 職員研修の実施（新規）</b>  <u>エコアクションに係る職員研修を実施します。</u>  <b>エ 先進事例の調査・研究（新規）</b>  <u>カーボンオフセット（注4）等の先駆取組や技術等の調査・研究をします。</u>  オ 通勤対策</p>
-------------------	--

注1 一般廃棄物焼却に伴う温室効果ガスの排出は、市民・事業者からの廃棄物分を含んで算定されるが、ここでは、率先行動の主旨から、市が廃棄物の排出者の立場で行う取組について記載します。

注2 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）のことです。

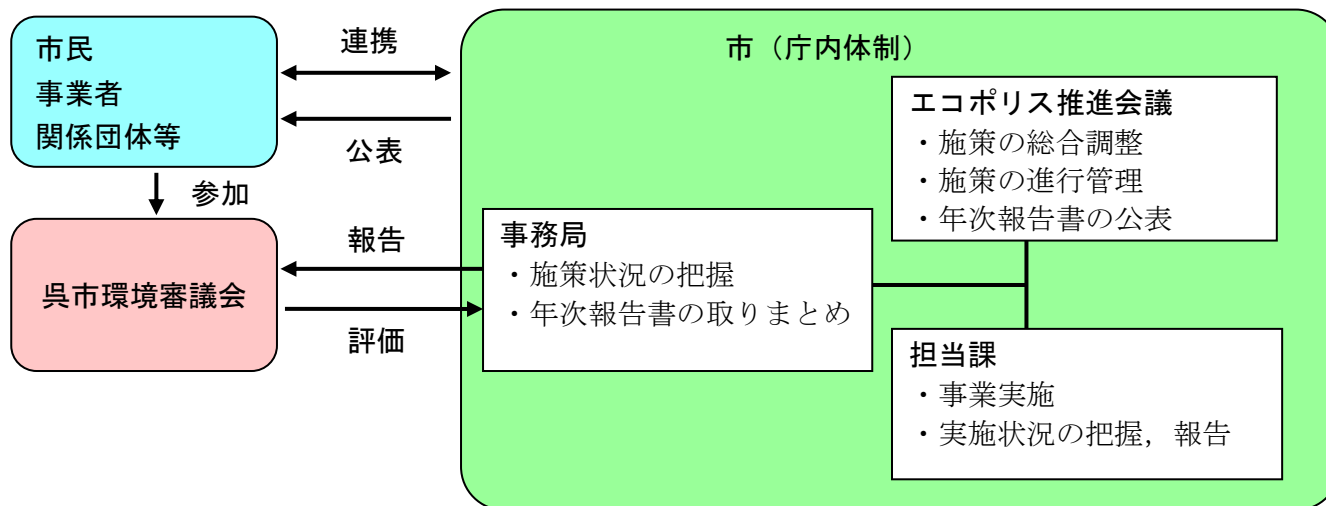
注3 環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築の実現に向け、国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）により、地方公共団体等に努力義務が課せられています。

注4 日常生活や経済活動において避けることができない温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方です。

## 5 推進体制

計画の実効性を確保するため、市は、市民や事業者と連携を図りながら、市内において組織的な推進と進行管理（PDCA（Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検）、Act（改善）サイクル））を行っていきます。

また、施策の進捗状況については、毎年度年次報告を行い、呉市環境白書として公表します。



## 6 審議経過

本計画（案）は、次の会議で原案のとおり承認されています。

日 程	会 議 名 等	構 成 等
1 1 月 8 日（水）	呉市エコポリス推進会議幹事会	各部庶務担当課長，15人
1 1 月 1 6 日（木）	呉市エコポリス推進会議	副市長及び全部長，16人
1 2 月 1 9 日（火）	呉市環境審議会	外部委員，17人

## 7 今後の予定

本報告に関して、議会から頂いた意見を踏まえ、呉市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】（第4期くれエコアクションプラン）の内容を決定し、3月中に策定し、公表する予定です。